

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
会津地域	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、 会津若松地方広域市町村圏整備組合	平成26年4月1日から 令和3年3月31日まで	平成26年度から 令和2年度まで

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成24年度)	目標 (割合※1) (令和3年度) A	実績 (割合※1) (令和3年度) B	実績/目標※2	
排出量	事業系 総排出量	19,760t	16,153t (-18.3%)	18,630t (-5.7%)	31.1%
	1事業所当たりの排出量	1.95t	1.59t (-18.5%)	1.82t (-6.7%)	36.2%
	生活系 総排出量	55,453t	46,238t (-16.6%)	48,903t (-11.8%)	71.1%
	1人当たりの排出量	281kg/人	258kg/人 (-8.2%)	278kg/人 (-1.1%)	13.4%
合 計 事業系生活系総排出量合計	75,213t	62,391t (-17.0%)	67,533t (-10.2%)	60.0%	
再生利用量	直接資源化量	5,430t (7.2%)	5,455t (8.7%)	4,509t (6.7%)	-33.3%
	総資源化量	12,981t (16.4%)	13,011t (19.7%)	9,558t (13.8%)	-78.8%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	0MWh	0MWh	0MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	9,640t (12.8%)	7,865t (12.6%)	9,658t (14.3%)	-750.0%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標		現 状 (平成 24 年度)	目 標 (令和 3 年度) A	実 績 (令和 3 年度) B	実績/目標※ 3
総人口		197,200 人	179,368 人	176,039 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	81,519 人	86,032 人	88,520 人	155.1%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	41.3%	47.9%	50.3%	136.4%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	10,185 人	11,790 人	9,982 人	-12.6%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.2%	6.6%	5.7%	35.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	28,908 人	26,670 人	28,544 人	16.3%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14.7%	14.9%	16.2%	750.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	76,588 人	54,876 人	48,993 人	127.1%

※ 3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	住民への啓発	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	パンフレットや広報誌等の媒体、研修会や学習会等の様々な機会を設けてごみ問題に対する情報を提供していく。さらに、分別収集の徹底や詰め替え商品を購入することにより使い捨て商品の使用自粛を促し、再資源化の大切さや再生品の利用など、住民の理解と協力を得られるよう努める。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の徹底、再資源化の大切さや再生品の利用など、住民の理解と協力を得られるよう広報誌により、情報を提供した。
	12	学校や地域社会への啓発	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組む。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の見学を実施した。 ・施設見学時に配布する見学資料を作成し、教育啓発活動に取り組んだ。
	13	事業者に対する啓発	構成市町村	簡易包装促進運動やマイバック運動、レジ袋の有料化等によりごみを出さない販売を促進する。また、資源として再生可能なものの自主回収が適切に行われるよう事業者を指導するとともに、必要な支援を行っていく。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・主要事業者と連携してレジ袋の有料化によるマイバック運動を実施した。 ・簡易包装促進運動を広報誌により、情報提供した。 ・事業者から出される資源ごみを事業者自らリサイクル処理できるように情報を提供した。
	14	資源回収業者の育成	構成市町村	業者との連携を図り、再生ルートを確立し、回収品の拡大に努める。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電や衣類等の再生ルートの確立に向けて、業者との連携を図った。

15	再生品の利用促進	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	バザー、フリーマーケット等の促進や事務用品、コピー用紙、トイレトペーパー等の用品に再生品を利用することにより、再生品の需要拡大を図ると共に、住民への啓発を行う。また、「グリーン購入法」に併せ、①情報用紙・印刷用紙（再生紙）、②公用車（低公害車）、③コピー機（低電力型）等の環境負荷低減製品等への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、コピー用紙、トイレトペーパー等の用品に再生品を利用した。 ・再生紙や公用車（低公害車）等の環境負荷低減製品等への需要の転換を図った。
16	自家処理機器普及の推進と支援の強化	構成市町村	自家処理機器として生ごみ減量容器の普及と促進を継続し、購入費用の補助等の支援の強化を図る。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自家処理機器の購入費用の補助を行った。
17	集団回収の促進と支援の強化	構成市町村	集団回収に係る情報の収集（実施団体名・連絡先、集団回収の開催日、回収・再生事業所の名簿及びルート、資源回収品の取引価格等）や提供とともに補助金の交付、住民リーダー育成等を図る。なお、回収・再生事業所に対しても助成金制度の確立を図る。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収に係る補助金の交付を行った。
18	ごみ有料化の検討	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	生活系ごみの有料化は、排出抑制の要因となり排出者相互の負担の公平化が確保されることから、今後のごみの減量化の推移を勘案しながら検討していく。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市町村の課長により構成される廃棄物担当課長を組合が開催し、ごみの減量化の進捗状況を確認しながら、有料化を含めた今後の取組みについて検討を行った。

処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制の現状と今後	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	分別区分は「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4区分を基本とし、可燃ごみの種類、容器包装廃棄物等の資源ごみの種類や再生商品化の方法等については本地域内で統一を図るものとする。処理方法については、「可燃ごみ」は新たに整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設において処理し、エネルギー回収を行う。「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の処理は、新たに整備するマテリアルリサイクル推進施設で行い、資源物の回収、ごみの減量化・減容化を推進していく。また、新たに整備する最終処分場において、処理に伴い排出される焼却残渣、不燃残渣は、適正に処分する。	平成26年度～令和2年度	・分別区分を「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4区分を基本とし、可燃ごみの種類、容器包装廃棄物等の資源ごみの種類や再生商品化の方法等については本地域内で統一を図った。
	22	事業系ごみの処理体制の現状と今後	会津若松地方広域市町村圏整備組合	今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、事業者自らあるいは許可業者に依頼して直接処理施設へ搬入し、処分を行う。	平成26年度～令和2年度	・生活系ごみの分別区分に準じて、処理施設で処理を行った。
	23	一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後	会津若松地方広域市町村圏整備組合	現状は、施設の稼働状況に余裕のある不燃ごみのみ処理を行っているが、今後は、施設の稼働状況を勘案しながら対応していく。	平成26年度～令和2年度	・施設の稼働状況に余裕のある不燃ごみのみ処理を行った。

	24	生活排水処理の現状と今後	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	生活排水の処理については、引き続き、構成市町村において、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、新たに整備する有機性廃棄物リサイクル推進施設において処理し、生じた汚泥のたい肥化を行い、再生利用を進める。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水の処理については、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めた。 し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）を処理し、生じた汚泥等を助燃剤化して再生利用を進めるため、有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を進めた。
	25	今後の処理体制の要点	会津若松地方広域市町村圏整備組合	既存の一般廃棄物処理施設の耐用年数や稼働状況等を勘案し、施設の整備に当たっては、施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に十分配慮した環境保全型廃棄物処理施設への転換を図るものとする。新たに整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設において、高効率なエネルギー回収（発電）を行う。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に十分配慮した環境保全型廃棄物処理施設への転換を図れるよう整備を進めた。
処理施設の整備に関するもの	1	有機性廃棄物リサイクル推進施設	会津若松地方広域市町村圏整備組合	有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備。	平成30年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から建設に着手し、令和3年4月から運転を開始した。
	2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	会津若松地方広域市町村圏整備組合	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備。	(令和3年度～令和7年度)	
	3	マテリアルリサイクル推進施設	会津若松地方広域市町村圏整備組合	マテリアルリサイクル推進施設の整備。	(令和8年度～令和12年度)	
	4	最終処分場	会津若松地方広域市町村圏整備組合	最終処分場の整備。	令和1年度～(令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から建設に着手し、令和4年8月からの運転開始を予定している。

施設整備に係る計画支援に関するもの	31	有機性廃棄物リサイクル推進施設の計画支援事業	会津若松地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> ・測量・地質調査 ・基本計画・基本設計 ・PFI導入可能性調査 ・生活環境影響調査 ・PFIアドバイザー 	平成26年度～平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・測量・地質調査を行った。 ・基本計画を策定した。 ・PFI導入可能性調査を行った。 ・生活環境影響調査を行った。 ・PFIアドバイザー業務を発注し、事業者を選定した。
	32	エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画支援事業	会津若松地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画・基本設計 ・PFI導入可能性調査 ・環境影響評価 ・PFIアドバイザー 	平成26年度～(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画を策定した。 ・PFI導入可能性調査を行った。 ・環境影響評価を行った。 ・PFIアドバイザー業務を発注し、事業者の選定を進めた。
	33	マテリアルリサイクル推進施設の計画支援事業	会津若松地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画・基本設計 ・PFI導入可能性調査 ・生活環境影響調査 ・PFIアドバイザー 	平成26年度～(令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画を策定した。 ・PFI導入可能性調査を行った。
	34	最終処分場の計画支援事業	会津若松地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> ・測量・地質調査 ・基本計画・基本設計 ・PFI導入可能性調査 ・生活環境影響調査 ・発注仕様書等作成 	平成27年度～令和1年度	<ul style="list-style-type: none"> ・測量・地質調査を行った。 ・基本計画を策定した。 ・生活環境影響調査を行った。 ・発注仕様書等作成業務を発注し、入札公告を行い、事業者を決定した。
その他	21	住民への対応	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	主要な計画の策定時等にできる限り早い段階から広報等を通じて住民に情報提供を行っていく。	平成26年度～令和2年度	・主要な計画の策定時等にホームページや広報誌等を活用して、情報を提供した。
	22	施設周辺住民への対応	会津若松地方広域市町村圏整備組合	施設周辺住民に対しては、説明会を行い、施設内容を住民にとって納得できるものとしていく。	平成26年度～令和2年度	・基本計画を策定するために設置した検討委員会の委員に施設周辺の区長等を委嘱し、意見を集約した。

23	適正処理困難物の処理	構成市町村	廃家電をはじめとする適正処理困難物については、その排出及び処理に関する住民や事業者の理解と協力を求めると共に事業所による回収責任を原則とした適正な処理システムの確立を図るものとする。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃家電をはじめとする適正処理困難物の処理方法をホームページや広報誌等を活用して、情報を提供した。
24	不法投棄対策	構成市町村	各地区の監視員等による不法投棄の監視や調査・指導を行い、多発箇所には防止看板等の設置をし、不法投棄防止を図る。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の監視員等による不法投棄の監視や調査を行った。
25	災害時の廃棄物処理に関する事項	構成市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合	それぞれの市町村が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。また、本地域内での災害廃棄物の仮置場の確保に努める。	平成26年度～令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域外の災害廃棄物の受入を行った。 ・仮置場の候補地の選定を進めた。

3 目標の達成状況に関する評価

<ごみ処理>

本地域計画の目標値については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で、震災後の人口増加や震災復興に係る経済活動の活性化等によるごみ排出量の増加など、計画策定当初に想定していた前提条件との乖離からずれが生じている。

1 排出量

- ・令和 3 年度の実績は 67,533t であり、目標を達成できなかった。
- ・目標を達成できなかった要因は以下のとおりである。
 - ① 事業系総排出量の令和 3 年度目標値は減少傾向にあった可燃ごみの量を見込んで算出していたが、震災後に急増し、その後も高止まりのまま推移するなど、排出傾向に大きな変化が生じたこと。
 - ② 家庭系総排出量の令和 3 年度目標値は減少傾向にあった可燃ごみの量を見込んで算出していたが、震災後に急増し、その後は減少傾向を示したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化や自粛期間中の家の片付け等による粗大ごみ量等の増加など、排出傾向に大きな変化が生じたこと。

2 再生利用量

- ・令和 3 年度の実績は 9,558t であり、目標を達成できなかった。
- ・目標を達成できなかった要因は以下のとおりである。
 - ① 令和 3 年度の目標値は古紙やびん等のリサイクルの増加を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークや時短営業等による古紙やびん等の回収量の減少など、排出傾向に大きな変化が生じたこと。

3 最終処分量

- ・令和 3 年度の実績は 9,658t であり、目標を達成できなかった。
- ・目標を達成できなかった要因は「1 排出量」や「2 再生利用量」の目標を達成できていないため。

<生活排水処理>

令和 3 年度実績の生活排水処理率（公共下水道，集落排水施設等，合併処理浄化槽等の合計）は 72.2%であり、目標値を達成している。

1 集落排水施設等

- ・令和 3 年度の実績は 9,982 人（5.7%）であり、目標を達成できなかった。
- ・目標を達成できなかった要因は、処理人口が減少していることによるもの。

(都道府県知事の所見)

排出量については、生活系の総排出量が基準年度より減少したものの、東日本大震災後の人口増加、震災復興に係る経済活動の活性化や、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化、自粛期間中の家の片付け等による粗大ごみ量等の増加などの影響を受け、全ての指標で目標未達成となった。

再生利用量については、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークや時短営業等による古紙やびん等の回収量の減少などにより直接資源化量、総資源化量ともに目標未達成となった。

最終処分量については基準年度より微増し、目標未達成となった。

今回は全ての指標で目標未達成となったため、改善報告書にある目標達成に向けた施策について確実に実施することにより、ごみの減量や再生利用、エネルギー回収に係る取組に努めてもらいたい。

生活排水処理については、公共下水道及び合併処理浄化槽の事業において、目標が達成されている。また、集落排水施設の事業について目標値に届かなかったものの、未処理人口は着実に減少しており、本計画による施策が汚水処理未普及解消に寄与したことが認められる。

引き続き、着実な整備を進め、汚水処理未普及解消に努められたい。